

訪問介護重要事項説明書

[令和 年 月 日現在]

1 訪問介護事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	辰野町社協指定訪問介護事業所
所在地	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富 2 6 8 1 番地 1
介護保険指定番号	訪問介護 平成 12 年 3 月 1 日 (長野県第 2072400399 号)
サービスを提供する地域 (※)	辰野町 ※左記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

区 分	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1 名		1 名
サービス提供責任者	介護福祉士	2 名以上		2 名以上
事務職員		1 名		1 名
従業者	介護福祉士	5 名以上	2 名以上	7 名以上
	1 ～ 2 級修了者 初任者研修修了者		2 名以上	2 名以上
	3 級修了者			

(3) 営業時間、サービスの提供時間

営業日	年中無休			
サービスの提供時間	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00
平 日	○	○	○	○
土・日・祭日	○	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 上記の営業日、営業時間のほか、公用携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とします。

2 サービス内容

身体介護	生活援助	その他のサービス
食事介助 入浴介助 排泄介助 清拭 体位変換 等	買物 調理 清掃 洗濯 等	介護相談 等

3 利用料金

(1) 利用料

介護保険の給付サービスを利用する場合、利用者負担額は原則として基本料金（料金表）の負担割合証に記載されている割合の額となります。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

【料金表 基本料金・通常時間帯】

●身体介護中心

時間	20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満
料金	1,790 円	2,680 円	4,260 円	6,240 円

●生活援助中心

時間	20分～ 45分未満	45分以上
料金	1,970 円	2,420 円

●身体・生活援助

身体	20～30分未満		30分以上1時間未満	
生活	20分～ 45分未満	45分以上 70分未満	20分～ 45分未満	45分以上 70分未満
料金	3,400 円	4,110 円	4,970 円	5,690 円

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、お客さまの居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準としています。
- ※ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ※ 初回訪問加算 2,000 円
- ※ 緊急時訪問加算 1回1,000 円

- 本事業所は、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図っている事業所として「特定事業所加算Ⅱ」を受けています。そのため、介護保険給付について上記の料金は、加算が含まれた金額です。また、本事業所は、訪問介護職員の処遇改善に取り組む事

業所として「介護職員処遇改善加算 1」（基本料金×24.5%）を取得しています。その為、上記の金額にそれぞれ加算されます。

- 今後、介護保険制度の改正に伴う給付金額の変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額も変更になります。その際は文書にて通知致しますのでご了承下さい。

(2) 交通費

辰野町にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費（1kmあたり30円）が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先 電話・有線 41-4500）

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無 料
〃 ご連絡がなかった場合	当該基本料金の個人負担分の50%

(4) その他

① お客さまの住まいで、サービス提供をするために使用する水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、口座振替や現金納付の方法がありますので、ご都合の良い方法をお選びください。

4 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営方針

- 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 事業の実施に当たっては、市町村、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(2) サービス提供のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出下さい
男性ヘルパーの有無	×	
従業員への研修の実施	○	月1回研修会を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

6 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 事業者、サービス従事者または従業員は、訪問介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約の終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

7 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所ご利用お客様相談・苦情担当

社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会 担当：務台 多美子 電話〈0266〉45-4500

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで

(ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く)

- (2) その他

当事業所以外に、辰野町及び長野県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

辰野町役場 保健福祉課介護保険相談窓口 電話 0266-43-1111

長野県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口 電話 026-238-1555

8 虐待防止について

利用者の権利擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を予防するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 吉江 加奈子
- (2) 虐待を防止するため、職員の人権意識や知識・技術の向上を高めるための研修を実施します。
- (3) その他虐待防止のため、委員会の設置・開催、指針の整備等、必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は、当事業所または利用者の家族、介護サービスに係る事業所による虐待と思われる利用者を発見した場合は、辰野町・高齢者相談支援センター・警察等通報先と

の連携を行います。

9 暴言・暴力・ハラスメント等について

暴言・暴力・ハラスメントを防止するため次の措置を講じます。

- (1) 当事業所職員に対して、暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

10 感染症の予防及びまん延防止対策について

感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のため、当事業所職員に対する研修及び訓練を実施します。
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置・開催、指針の整備等、必要な措置を講じます。

11 業務継続計画（BCP）の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な計画及び訓練を定期的に行う等の措置を講じます。

12 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会 長 赤 羽 八 洲 男
所 在 地	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富 2 6 8 1 番地 1
電 話 番 号	0 2 6 6 - 4 1 - 4 5 0 0
事業所数等	居宅介護支援 1 ケ所 訪問介護 1 ケ所

13 第三者評価の実施状況

実施無し

15 災害時の対応について

災害時（大雪・大雨・台風・地震等）は、状況により訪問できない場合があります。

*同意に関する利用者等の署名・捺印は別紙